

長野県内中小企業に対する支援連携に関する協定書

財団法人長野県中小企業振興公社（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、長野県内における中小企業・起業家等（以下「企業等」という。）の経営活動を促進するための支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、企業等の経営活動に関し、相互に協力、連携することにより円滑かつ有効な支援を行い、企業等の振興と県内産業の発展による経済の活性化と雇用の創出に寄与するとともに支援機関の連携を強化することを目的とする。

（協力、連携の内容）

第2条 甲及び乙は、企業等から支援要請があり、その支援を行うことが必要と認めた場合で、相手方の支援を受けることがより適切と判断したときは、それぞれ相手方に対し企業等を紹介し支援依頼を行うものとする。

2 乙は、企業等から支援要請があり、その支援を行うことが必要と認めた場合で、甲乙以外の支援機関（以下「他の支援機関」という。）の支援を受けることがより適切と判断したときは、他の支援機関に企業等を紹介し支援依頼を行うものとする。

（支援依頼等への対応）

第3条 甲及び乙のいずれかから支援依頼等があったときは、双方とも対応可能な範囲で自己の責任において、誠意をもって速やかに対応するものとする。

（報告）

第4条 甲及び乙は、支援依頼等を受けた企業に対する支援を実施したときは、その内容等を依頼元機関あて速やかに報告するものとする。

2 乙は、甲以外の他の支援機関と支援に係る連携を図った内容について、甲から報告要請があったときは、支障のない範囲で甲に報告するものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定により知り得た業務上の情報等について当該企業等の支援目的以外には一切使用してはならない。ただし、当該企業等の同意を得た場合はこの限りではない。

（協定の期間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から甲または乙のいずれかから協定解消の申し出があった日までとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成17年9月9日

甲 長野市大字中御所字岡田131番地10

財団法人長野県中小企業振興公社

理事長 田中康夫

乙

松本市旭3丁目1番1号

国立大学法人信州大学産学官連携推進本部長
理事（研究・産学官連携・地域連携担当）

白井 汪 芳

